

改正案

現行

<p>第一条及び第一条の二（現行のとおり） （免許申請書添付書類の特例）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>3 規則第一条の二第一項第一号の免許申請者、使用人又は宅地建物取引士が外国人（日本国に在留しない外国人を除く。以下同じ。）である場合にあつては、同号の証明書に代えて、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）の記載のある住民票の写し及び法第五条第一項第一号に該当しない旨を誓約する書面を、法第四条第一項の免許申請書に添付しなければならない。</p> <p>第三条から第十三条の二まで（現行のとおり） （登録申請書添付書類の特例等）</p> <p>第十四条（現行のとおり）</p> <p>2 から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 法第十八条第一項の登録を受けようとする者が外国人である場合にあつては、規則第十四条の三第三項第三号の証明書に代えて、法第十八条第一項第二号の規定に該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。</p>	<p>第一条及び第一条の二（略） （免許申請書添付書類の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 規則第一条の二第一項第一号の二の免許申請者、使用人又は宅地建物取引士が外国人（日本国に在留しない外国人を除く。以下同じ。）である場合にあつては、同号の証明書に代えて、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）の記載のある住民票の写し及び法第五条第一項第一号に該当しない旨を誓約する書面を、法第四条第一項の免許申請書に添付しなければならない。</p> <p>第三条から第十三条の二まで（略） （登録申請書添付書類の特例等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 から4まで（略）</p> <p>5 法第十八条第一項の登録を受けようとする者が外国人である場合にあつては、規則第十四条の三第三項第四号の証明書に代えて、法第十八条第一項第二号及び第三号の規定に該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。</p>
--	---

6 (現行のとおり)

第十五条から第十五条の三まで (現行のとおり)

(変更登録申請書添付書類の特例)

第十五条の四 法第二十条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、規則第十四条の七第一項の変更登録申請書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一及び二 (現行のとおり)

三 規則第十四条の二第二項第一号に掲げる本籍の変更
更 戸籍抄本

四 規則第十四条の二第二項第五号に掲げる事項の変更
更 (勤務先の変更に伴うものに限る。) 退職又は就職
したことを証する書面

(死亡等の届出の特例)

第十五条の五 法第二十一条の規定により死亡等の届出をしようとする者は、規則第十四条の七の二第一項の死亡等届出書に、同条第二項の診断書その他の当該届出に係る事由を証する書面を添付しなければならない。

第十五条の六から第十九条まで (現行のとおり)

6 (略)

第十五条から第十五条の三まで (略)

(変更登録申請書添付書類の特例)

第十五条の四 法第二十条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、規則第十四条の七第一項の変更登録申請書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一及び二 (略)

三 規則第十四条の二第二項第一号に掲げる本籍の変更
戸籍抄本

四 規則第十四条の二第二項第五号に掲げる事項の変更
(勤務先の変更に伴うものに限る。) 退職又は就職
したことを証する書面

(死亡等の届出の特例)

第十五条の五 法第二十一条の規定により死亡等の届出をしようとする者は、規則第十四条の七の二の死亡等届出書に、当該届出に係る事由を証する書面を添付しなければならない。

第十五条の六から第十九条まで (略)